

申立書（住宅用家屋証明用）

平成 年 月 日

福津市長

様

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

この度、私が建築し、又は取得しました下記の家屋は現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

家 屋 の 表 示	所 在 地 福津市
	家屋番号
家屋の住居表示	福津市
入居予定年月日	平成 年 月 日
現住の家屋の処分方法	
入居が登記の後になる理由	

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

現住家屋の処分方法について

現住家屋の処分方法については下記の各々について、それを証明する書類を添付してください。

① 現住家屋を売却する場合

- 当該現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類のいずれか。
- 申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し

② 現住家屋を賃貸する場合

- 当該現住家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類のいずれか。
- 申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し

③ 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮などの場合

- 申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証または家主の証明書等、現住家屋が申請者の所有家屋でないことを証する書類
- 申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し

④ その他、現住家屋に申請者の親族が住む場合など

- 当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
- 申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し

※現住家屋の処分方法等が未定の場合は、入居が登記の後になることを証明する書類を添付してください